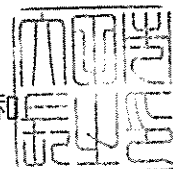


大田市告示第179号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例第23条第4項の規定により、下記の者に一般廃棄物処理手数料の徴収業務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年10月6日

島根県大田市長 楢野 弘和



業務受託者		店舗等の名
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	住所又は店舗等所在地	
株式会社 ファーマシィ 代表取締役 山中 修	大田町吉永1564番地3	ファーマシィ 翼鳥しまね大田

業務を委託する期間：令和3年10月4日から令和4年3月31日まで